

公共事業の司法統制に関する研究：公共事業裁判における立証責任の意義

田畑, 琢己

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies / 大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

64

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

11

(発行年 / Year)

2010-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00005958>

公共事業の司法統制に関する研究

－公共事業裁判における立証責任の意義－

政治学研究科 政治学専攻

田畑琢己（技術士（建設））

1. はじめに

現在、日本の社会資本の整備水準は向上し、公共事業の目的は達成されたように見える。この中で、自然環境や社会環境を破壊する公共事業、即ち、本来の目的を失った公共事業をどのように抑制すればよいのだろうか。例えば、不作為責任が問われないような「防災」目的の公共事業は、不必要と判断するための司法判断の基準を示すことが必要である。この司法判断の基準は、適正手続という面に限定されるべきなのか、限定しない場合に、事業内容や科学技術的な評価や判断の領域に、どの程度踏み込むべきなのか、という問題点について法律的側面と科学技術的側面^{*1*2*3}から検討する必要がある。現在、市民が公共事業の違法性を訴えて争う方法は2つある。一つは「民事訴訟」であり、公共事業による被害を訴えて事前に工事の差し止めを求めるものと、既に発生している被害についての補償を求めるものがある。もう一つは「行政訴訟」であり、公共事業の違法性を訴えて事業決定（計画決定と事業決定）の取り消しを求めるものである。まず、民事訴訟では、被害と事業の公共性を比較して、住民に対して損害を賠償するのはともかく、事業の差し止めは認められない、という判決が多い。次に、行政訴訟では、住民が行政を訴えること自体が認められない、という判決が多い。これについて、五十嵐敬喜は、公共事業の裁判において原告が被告（行政）に勝訴することがほとんどないことについて、「この行政権の優位は、もともと「法が公益実現のための判断と選択の自由を行政に委ねる限り、行政は、これを自己の権限として、立法権と同等の立場でこれを行行使することができ、これが、行政権に固有な裁量権の意義であるとされてきたのである。この限りでは、行政権の本質たる裁量は、当然に司法審査を排除するものであり、しばしば「裁量不審理原則」として説明されてきた」のである。・・・行政の専門技術性、高度に政治的な判断、あるいは特殊な行政法の解釈などの観点から、このような司法権の限界はむしろあたりまえとされたのである。裁判所は現在もそのような感覚の中にいる。・・・日本の公共事業裁判はこのような論理、つまり行政の「自由裁量」によって全てシャットアウトされる。諫早湾干拓や長良川河口堰は行政の「自由裁量」によって計画され実施された。だから、ノリ被害など深刻な被害が発生（予測）しても、

司法審査は不可能である。周知のように、亀井委員会は 2000 年 8 月、日本の公共事業には無駄があるとして、島根県中海干拓事業をはじめ 230 あまりの公共事業を中止した。しかし、ここで見た論理によれば、おそらくこれらの事業も全て、裁判になった場合は「自由裁量」で合法ということになるろう*4」と指摘している。研究対象とする判例の選択は、科学技術を扱っている判例を選択するため、判例の理由の中に「因果関係」というキーワードが含まれている判例を抽出し、その後の制度に与えた影響が大きいという視点から行った。選択した判例について、主な科学技術的争点を検討・分析し、裁判の勝敗を決めた要因を考察した結果、技術基準、立証責任、立証方法の 3 つの要因があることが分かった。この中で、立証責任の軽減又は転換が図られなかったことにより原告が敗訴した事例について検討した。

2. 事例研究

事例研究で考察する「徳島市ごみ焼却場建設差止仮処分申請事件(徳島地判昭 52.10.7、高松高判昭 61.11.18)」、「長良川河口堰建設差止請求事件(岐阜地判平 6.7.20、名古屋高判平 10.12.17)」と、「諫早湾干拓工事差止仮処分事件(佐賀地判平 16.8.26、福岡高判平 17.5.16、最(3小)判平 17.9.30)」は、いずれも原審で立証責任の軽減又は転換が認められたものの、控訴審で原審の判断が覆された事例である。

2.1 徳島市ごみ焼却場建設差止仮処分申請事件(仮処分)

(事件の概要)

本件は、徳島市の第 2 ゴミ処理場(本件施設)の建設をめぐる、X(徳島市)の Y ら(反対同盟)に対する団結小屋の収去とその敷地の明け渡し及び建設妨害禁止を求める仮処分申請事件と Z ら(Y に加入する付近住民 159 名)の X に対する本件施設建設工事禁止及びその旨の公示を求める仮処分申請事件の併合事件である。X は、既設設備の能力に限界があり、本件施設の建設が必要であり、これには市民の健康が関わっていることを強調し、炉の周辺に相当な空地を置き、最高の設備を施し、必要があれば簡易水道を設置する予定である旨述べた。Y 及び Z らは、本件施設の操業によって悪臭、騒音、排水による水汚染、残灰、スラッジ、生ごみ投棄などによる被害、浸水の際の被害、排煙による大気汚染などの公害が発生する蓋然性が大きく、これにより葉菜類の被害だけでなく、健康被害のおそれもあること、他の地に建設が可能であること、建設予定地の決定に慎重さに欠け、交渉の経緯において X に背信性が認められることなどを主張した。原審は、受忍限度を超える公害発生蓋然性が認められるとして、X の申請を却下

し、Zらの申請を建設差止の公示の点を除き認容した。控訴審における争点は、Xが建物収去土地明渡請求の法律構成を追加主張したほか、原審におけると同様であるが、Xは・・・本件施設の建設妨害禁止を請求した。Zらは、・・・本件施設の建設工事の差止を請求した*5。

(徳島地判昭 52.10.7)

既に稼働している施設による公害については、その程度についての立証は比較的容易であるが、本件のように、建設予定の施設による公害の程度を正確に予測し、その立証を尽くすことは、設置に反対する住民側には極めて困難であり、したがって、住民側としては、当該施設の規模・性質及び立地条件からして、自己らに受忍限度を超える公害被害の一般的抽象的蓋然性があることを立証すれば足り、右立証がなされた場合には、建設者の方で、右のような蓋然性にもかかわらず、当該施設からは受忍限度を超える公害は発生しないと断言できるだけの対策の用意がある旨の立証を尽くさない限り、その建設は許されないものと解するのが相当である*6。

(高松高判昭 61.11.18)

右双方の各証拠は、それらの立証事項が優れて高度の専門的な学理や先端技術等に関するものであり、かつ、いずれもその道の専門家によって得られた証言や鑑定書、その他の関係資料等である。そこで、右双方の各関係証拠の比較検討を通じて、右徳島市提出の各証拠について見るに、最新の科学的知見の集積に基づいて設定された環境基準等や、定評のある機関がそれらを用いて行った環境影響評価、・・・その多くは専門家間で支持採用されており、・・・被控訴人反対同盟の立証に対する反証としての役割を果たしているものと評価して余りあるものというべきである*7。

2.2 長良川河口堰建設差止請求事件（差止）

(事件の概要)

長良川は、岐阜県高鷲村の大日ヶ岳を源流に、三重県長島町で伊勢湾に注ぐ河口まで、幹線流路約 166km の自然の姿を多く残した大河である。本件河口堰が建設されるまで、本川にはダムがなかった川としても知られている。その河口近くの揖斐川との合流点付近に堰を建設する計画は、当初工業用水需要への対応を中心とする純然たる利水目的であった。他方建設省は、伊勢湾台風以来うち続いた水害の経験から、長良川の計画高水流量を 2 度に渡る改訂によって従前の倍近い 8,000m³/s まで引き上げ、その流量の確保のため長良川下流部を浚渫して河積を拡大することとした。その結果、河底の浚渫によ

って河底が下がり、海水がかなり上流まで遡上して、流域一帯の土地が広範囲に塩害に晒される虞があるので、河口近くに建設され水資源開発公団を事業主体とする本件堰は、海水の遡上を防止して上記計画を支えるという治水目的も加わった多目的ダムとされるようになった。本件河口堰建設計画に対しては漁業者、地元住民、自然保護団体などから異論が相次いだ。26,000人の漁業関係者による差止訴訟が、1981年に漁業補償の妥協により取り下げられたため、中下流域に住む住民ら20名が1982年に上記河口堰建設計画実施主体の水資源開発公団を相手取り河口堰建設差止を求めて提訴したものが本件訴訟である*8。

(岐阜地判平 6.7.20)

河川工学等諸科学の粋を集めた本件堰の安全性を問い、その建設の差止を求める本件訴訟は、未来予測にかかわる科学裁判の性質を有するものであり、右安全性について、現在の科学的、専門技術的知見に基づく合理的な判断がなされなければならない。しかも、本件堰の安全性に関する立証資料は、被告側がこれを保持していることを考慮すると、公平の見地から、本件堰の安全性については、被告において、まず、その安全性に欠ける点がないことを相当の根拠及び資料に基づき立証する必要があるものと解すべきである。そして、被告において、本件堰の安全性について必要とされる立証を尽くさない場合には、本件堰には安全性が欠ける点があることが事実上推定されるものというべきである。また、被告において、本件堰の安全性について必要とされる立証を尽くした場合には、安全性に欠ける点があることについての事実上の推定が破れ、原告らにおいて、安全性に欠ける点があることについて更に立証しなければならないものと解する*9。

(名古屋高判平 10.12.17)

本件堰ゲート扉の閉鎖による人格権侵害の具体的危険の存在に関する立証責任は、民事訴訟の一般原則に従い、控訴人らに帰属するものと解すべきである。ただ、本件で一部争点となっている災害時の危険に関しては、控訴人らにおいて、本件堰の安全性に合理的疑いがあること及びそれにより控訴人らの人格権侵害の結果が生じることを立証する必要があり、右の合理的疑いの立証に対しては、本件堰を建設、運用する被控訴人において、科学的、専門技術的な調査に基づき、具体的根拠を示して安全性に欠ける点がないことを立証する必要があると解される*10。

2.3 諫早湾干拓工事差止仮処分事件（仮処分）

(事件の概要)

有明湾は、南北に長く、深く入り組んだ面積約 1,700km²の九州最大の内湾であるが、農林水産省は、農地造成及び高潮、洪水等に対する防災対策とするため、長崎県・諫早湾の奥部を長さ約 7km の潮受堤防で浅海域を閉め切り、内部に広大な農地を造成する本件事業を策定した。そして、本件事業は、平成元年に着工され、平成 9 年には潮受堤防が完成して締め切られ、この閉め切りにより広大な干潟が消失したが、その後計画が変更されて事業が続行された結果、平成 15 年末までに事業の約 94%が終了し、平成 18 年度中に完成する予定になっている。原告らは、有明海で漁業を営む漁民であるが、潮受堤防工事、排水門閉め切りによって年鑑漁獲量が着工前の約 30%以下に減少し、特にノリ漁業が壊滅的な不作に陥ったなどと主張し、かつ、右被害を防止するためには本件事業の工事を差し止める必要があると主張し、国を相手方として、本件事業による工事の差止を求める仮処分命令の申立をした^{*11}。

(佐賀地判平 16.8.26)

①民事訴訟における因果関係の立証は、一転の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるというべきである（最高裁第二小法廷昭和 50 年 10 月 24 日判決）^{*12}。

②民事保全手続においては、暫定性、迅速性というその手続の特質に基づき、実体的要件（被保全権利、保全の必要性）の立証は、当事者の主張が一応確からしいという心証を裁判官に与える挙証としての疎明によってなされる（民事保全法 13 条 2 項）ことに鑑みれば、民事保全手続における因果関係の立証の有無については、通常人が特定の事実が特定の結果発生を招来したという関係の存在を、確信することに至らなくとも一応確からしいという心証を持ちうるものか否かということで判断すべきである^{*13}。

(福岡高判平 17.5.16)

有明海の漁業環境に関する調査・報告の中で、本件事業、特に潮受堤防の締切と有明海の漁業環境の悪化について、これを消極的に評価するのは、本件事業の影響はほぼ諫早湾内に止まっており、諫早湾外の有明海全体にはほとんど影響を与えていないとする開門総合調査の結果報告及び赤潮増加の要因と本件事業とを関連づけることは困難であるとする学者の見解が主なものである。特に、ノリ不作等検討委員会の提言を受けて

実施された開門総合調査においては、その見解を踏まえて、有明海の漁業環境の変化について多くの検討が加えられているから、その結果報告は、それなりの価値を有しているものと考えられる。しかしながら、開門総合調査の結果報告とは異なる、潮位、潮流に関する短期開門調査時の水質環境調査の結果報告や有明海・八代海研究者会議における発表内容、更には学者の見解、水質に関する学者の見解、貧酸素水塊に関する行政対応特別研究報告、有明海・八代海研究者会議における発表内容、底質に関する学者の見解、赤潮に関する行政対応特別研究の報告や学者の見解などと対比すると、当裁判所としては、現在のところ、開門総合調査の結果報告をそのまま採用することに、ためらわざるを得ないとする。逆に、ノリ不作等検討委員会の見解、短期開門時の水質環境調査の結果報告、行政対応特別研究報告、有明海・八代海研究者会議における発表内容、学者の見解更には日々有明海で漁業に従事する相手方ら漁民の実感などを総合すると、本件事業と有明海の漁業環境の変化、特に、赤潮や貧酸素水塊の発生、底質の泥化などという漁業環境の悪化との関連性は、これを否定できない。しかしながら、上記の各調査・研究報告の内容等をもってしても、本件事業が有明海の漁業環境の悪化にどの程度の関連性を有するかについては、未だ不明といわなければならない。すなわち、現在のところ、本件事業と有明海の漁業環境の悪化との関連性については、これを否定できないという意味において定性的には一応認められるが、その割合ないしは程度という定量的関連性については、これを認めるに足りる資料が未だないといわざるを得ないのである^{*14}。

(最(3小)判平 17.9.30)

①本件事実関係下においては、国営諫早湾土地改良事業と抗告人らの主張する漁業被害との因果関係の疎明がないとした原審の認定判断につき、所論の判例違反、経験則違反等の違法があるとはいえない^{*15}。

②潮受堤防が諫早湾を締め切っている現状において、大部分は陸上の工事として予定されている残工事の差止を求めるものであること、このような残工事の続行が、抗告人らに著しい損害又は急迫の危険を生じさせるものであること、すなわち保全の必要性の疎明もないといわざるを得ない^{*16}。

3. 裁判の評価

徳島市ごみ焼却場建設差止仮処分申請事件（仮処分）の原審（徳島地判昭 52.10.7）は、「既に稼働している施設による公害については、その程度についての立証は比較的

容易であるが、本件のように、建設予定の施設による公害の程度を正確に予測し、その立証を尽くすことは、設置に反対する住民側には極めて困難であり、したがって、住民側としては、当該施設の規模・性質及び立地条件からして、自己らに受忍限度を超える公害被害の一般的抽象的蓋然性があることを立証すれば足り、右立証がなされた場合には、建設者の方で、右のような蓋然性にもかかわらず、当該施設からは受忍限度を超える公害は発生しないと断言できるだけの対策の用意がある旨の立証を尽くさない限り、その建設は許されないものと解するのが相当である^{*17}」と判示し、立証責任の転換を認めた。しかし、控訴審（高松高判昭 61.11.18）は、「立証責任を民事訴訟の原則に従い、これを主張する被控訴人反対同盟側にある^{*18}」と判示し、原審の判断を覆した。長良川河口堰建設差止請求事件（差止）の原審は、「河川工学等諸科学の粋を集めた本件堰の安全性を問い、その建設の差止を求める本件訴訟は、未来予測にかかわる科学裁判の性質を有するものであり、右安全性について、現在の科学的、専門技術的知見に基づく合理的な判断がなされなければならない。しかも、本件堰の安全性に関する立証資料は、被告側がこれを保持していることを考慮すると、公平の見地から、本件堰の安全性については、被告において、まず、その安全性に欠ける点がないことを相当の根拠及び資料に基づき立証する必要があるものと解すべきである。そして、被告において、本件堰の安全性について必要とされる立証を尽くさない場合には、本件堰には安全性が欠ける点があることが事実上推定されるものというべきである。また、被告において、本件堰の安全性について必要とされる立証を尽くした場合には、安全性に欠ける点があることについての事実上の推定が破れ、原告らにおいて、安全性に欠ける点があることについて更に立証しなければならないものと解する^{*19}」として、堰の安全性について立証責任の転換がなされている。一方、控訴審は「本件堰ゲート扉の閉鎖による人格権侵害の具体的危険の存在に関する立証責任は、民事訴訟の一般原則に従い、控訴人らに帰属するものと解すべきである。ただ、本件で一部争点となっている災害時の危険に関しては、控訴人らにおいて、本件堰の安全性に合理的疑いがあること及びそれにより控訴人らの人格権侵害の結果が生じることを立証する必要があるとあり、右の合理的疑いの立証に対しては、本件堰を建設、運用する被控訴人において、科学的、専門技術的な調査に基づき、具体的根拠を示して安全性に欠ける点がないことを立証する必要があると解される^{*20}」として、原告側が安全性に合理的疑いがあることを示す必要があるとして立証責任の軽減をはかっているが、原審のような立証責任の転換を認めなかった。諫早湾干拓工事差

止仮処分事件（仮処分）の原審（佐賀地判平 16.8.26）は、「民事訴訟における因果関係の立証は、一転の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるといふべきである（最高裁第二小法廷昭和 50 年 10 月 24 日判決）^{*21}」に加えて、「民事保全手続においては、暫定性、迅速性というその手続の特質に基づき、実体的要件（被保全権利、保全の必要性）の立証は、当事者の主張が一応確からしいという心証を裁判官に与える挙証としての疎明によってなされる（民事保全法 13 条 2 項）ことに鑑みれば、民事保全手続における因果関係の立証の有無については、通常人が特定の事実が特定の結果発生を招来したという関係の存在を、確信することに至らなくとも一応確からしいという心証を持ちうるものか否かといふことで判断すべきである^{*22}」と判示した画期的な判決であった。しかし、控訴審（福岡高判平 17.5.16）は、「有明海の漁業環境に関する調査・報告の中で、本件事業、特に潮受堤防の締切と有明海の漁業環境の悪化について、これを消極的に評価するのは、本件事業の影響はほぼ諫早湾内に止まっており、諫早湾外の有明海全体にはほとんど影響を与えていないとする開門総合調査の結果報告及び赤潮増加の要因と本件事業とを関連づけることは困難であるとする学者の見解が主なものである。特に、ノリ不作等検討委員会の提言を受けて実施された開門総合調査においては、その見解を踏まえて、有明海の漁業環境の変化について多くの検討が加えられているから、その結果報告は、それなりの価値を有しているものと考えられる。しかしながら、開門総合調査の結果報告とは異なる、潮位、潮流に関する短期開門調査時の水質環境調査の結果報告や有明海・八代海研究者会議における発表内容、更には学者の見解、水質に関する学者の見解、貧酸素水塊に関する行政対応特別研究報告、有明海・八代海研究者会議における発表内容、底質に関する学者の見解、赤潮に関する行政対応特別研究の報告や学者の見解などと対比すると、当裁判所としては、現在のところ、開門総合調査の結果報告をそのまま採用することに、ためらわざるを得ないとする。逆に、ノリ不作等検討委員会の見解、短期開門時の水質環境調査の結果報告、行政対応特別研究報告、有明海・八代海研究者会議における発表内容、学者の見解更には日々有明海で漁業に従事する相手方ら漁民の実感などを総合すると、本件事業と有明海の漁業環境の変化、特に、赤潮や貧酸素水塊の発生、底質の泥化などという漁業環境の悪化との関連性は、これを

否定できない。しかしながら、上記の各調査・研究報告の内容等をもってしても、本件事業が有明海の漁業環境の悪化にどの程度の関連性を有するかについては、未だ不明といわなければならない。すなわち、現在のところ、本件事業と有明海の漁業環境の悪化との関連性については、これを否定できないという意味において定性的には一応認められるが、その割合ないしは程度という定量的関連性については、これを認めるに足りる資料が未だないといわざるを得ないのである^{*23}」と判示して立証責任の軽減を認めなかった。

立証責任について、橋本道夫は、「科学的に完全な因果関係や量効果関係が立証されるまでは、政治や行政や、裁判が政治の決断や行政上の措置や司法上の措置をとることが出来ないとするならば殆どの公害問題に関する立法や基準や、民事上の措置は不可能になるだろう。どの程度の確かさで、換言すれば不確かさで、どの程度の法的、社会的、経済的な帰結を生ずる決断を下すのかという問題は環境行政における永遠の課題であろう。刑事裁判では 100%に近い、98%前後の確かさが必要だとする説もある。民事では 50%を上廻る確かさがあれば蓋然性があるとするという意見もある。行政上の決定は 50%を下まわっても 40%前後であれば下すべきであり、非公式の決定は 30%を上廻ればよいという説もある。しかしこれを下まわるような専門家の立場からの意見だけならば行政の決断を下すべきでないという説もある。刑罰を課する場合の判断、損害賠償や補償の場合の判断、規制の場合の判断、予防の場合の判断といろいろな場合によってその確かさの差があることは考慮すべきことであるが、なかなか何が 50%で、何が 40%で、何が 30%かということはそう簡単な話ではない。そのためには、冷静な客観的なそれぞれの専門分野の科学的な調査研究の結果と、学問的な立場からの評価を基礎にして割り出されてくるものであろう^{*24}」と指摘している。この意味でも、公共事業における立証責任は、どの程度にするべきかが大きな問題である^{*25}。

4. おわりに

本論文では立証責任について 3つの事例を検討したが、他の事例でも裁判に大きな影響を与えていて専門的知識の乏しい市民側が圧倒的に不利であった。そして、宮田三郎は、「行政計画や環境基準あるいは公共工事の決定について、立法者はそれらの法形式を明示的に指定していない。立法者は行政計画や環境基準や公共工事の決定を、民主的コントロールや司法的コントロールを受けない公権力的な行政措置として位置づけようとしているのだろうか^{*26}」と指摘している。また、五十嵐敬喜は、「公共事業をコン

トロールするために、司法は公共事業の特質を踏まえて、情報公開、環境アセスメント、政策評価、さまざまな参加を、自由裁量コントロールのための内部的な規範として採用しなければならない^{*27}」と述べている。更に、公共事業の裁判は、建築関係訴訟委員会のような裁判所内に公共事業を担当する委員会の設置、医療過誤事件や公害事件と同様な立証責任の軽減、立証責任を原則として行政に負わせる公共事業法の立法などによって公平な裁判が可能となる。一方、紙面の都合で割愛したが、四大公害訴訟が公害関係立法や公害行政に大きな影響を及ぼしたように、公共事業裁判も制度に影響を与えている。また、行政事件、設置主体（行政と民間事業者）、裁判以外の手続などへの考察は今後の課題としたい。

*1騒音、大気汚染等は、環境法の主要なトピックであり、そこでは原理的あるいは更に哲学的な分析も重要であるが、問題の実際的な解決のためには、データに基づいた冷静な議論が不可欠である。そして、技術者ないし科学者の専門的知識をどのような形で法的判断に取り込むべきかが決め手になると考えられる（高木光（1995）『技術基準と行政手続』弘文堂 1-2 頁）。

*2科学的・技術的問題について「法」はどう対処すべきか、という難しい問題を提示している（高木光（2004）『伊方原発事件』別冊ジュリスト 171 号 195 頁）。

*3科学的資料を法律問題の解決にどう用いるかについて明確な指針を持たないまま、一般人の経験則が十分に形成されていない事実についての認定を行っているという批判や、科学の論理と法律の論理とを明確に比較する本格的な作業がそろそろ行われるべきである（新美育文（1995）『西淀川公害（第二次ないし第四次）訴訟第一審判決にみる因果関係論』ジュリスト 1081 号 38 頁）。

*4五十嵐敬喜（2001）『公共事業と行政訴訟』法律時報第 73 巻第 7 号（906 号） 117 頁

*5別冊ジュリスト 171 号 26 頁

*6判例時報 864 号 73 頁

*7判例自治 38 号 26 頁

*8別冊ジュリスト 171 号 212 頁

*9判例時報 1508 号 76,77 頁

*10判例時報 1667 号 12 頁

-
- *11判例時報 1878 号 34 頁
 - *12判例時報 1878 号 46 頁
 - *13判例時報 1878 号 46 頁
 - *14判例タイムズ 1183 号 229 頁
 - *15堀良一「諫早を巡る司法判断の特徴と問題点」（「諫早湾干拓・原因裁定を検証する」諫早干拓緊急救済東京事務所、2005 年 10 月）8 頁
 - *16堀良一「諫早を巡る司法判断の特徴と問題点」（「諫早湾干拓・原因裁定を検証する」諫早干拓緊急救済東京事務所、2005 年 10 月）8 頁
 - *17判例時報 864 号 73 頁
 - *18判例自治 38 号 26 頁
 - *19判例時報 1508 号 76,77 頁
 - *20判例時報 1667 号 12 頁
 - *21判例時報 1878 号 46 頁
 - *22判例時報 1878 号 46 頁
 - *23判例タイムズ 1183 号 229 頁
 - *24公害研究 VOL.6 NO.1（岩波書店 1976 年 7 月）50 頁
 - *25資本主義国では、一般に企業責任は無過失責任であり、公害が発生した場合に訴えられた企業は原因が自分がないことを証明しなければならない。英米法ではそのうえ、陪審制で即決裁判が多いから、住民側は更に有利である。西独の営業法による許可制も五年ごとの再許可に住民の意思が反映される。このような事情からも、日本の法律と文面は大して変わらない場合でも、住民側の立場はずっと強い。その結果、よほど立地条件の良い場所でないと排水処理なしで操業することは難しい（宇井純「公害の政治学」（三省堂新書、1968 年 7 月）202 頁）。
 - *26宮田三郎「環境基準について（一）」（千葉大学法学論集第 4 巻第 2 号 千葉大学法経学 部法学科、1990 年 2 月）171 頁
 - *27五十嵐敬喜（2001）『公共事業と行政訴訟』法律時報第 73 巻第 7 号（906 号）120 頁